

【新設】(資産の販売等に伴い保証を行った場合の収益の計上の単位)

2-1-1 の 3 法人が資産の販売等に伴いその販売若しくは譲渡する資産又は提供する役務に対する保証を行った場合において、当該保証がその資産又は役務が合意された仕様に従っているという保証のみであるときは、当該保証は当該資産の販売等とは別の取引の単位として収益の額を計上することにはならないことに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、資産の販売等に伴い保証を行った場合の収益の計上単位の取扱いを明らかにしている。
- 2 会計上、製品の保証を行った場合について、収益認識基準の導入前は、引当金に関する企業会計原則注解（注 18）において、製品保証引当金が例示されているものの、製品保証が品質保証型の製品保証なのかサービス型の製品保証なのかという性質に基づく区分は明らかにされていなかった。法人税においては、仮に製品保証引当金が計上されている場合には、債務確定基準（法 22③）に従い、引当金の繰入額が損金不算入となっていたものと考えられる。
- 3 収益認識基準では、約束した財は又はサービスに対する保証が、当該財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証のみである場合、当該保証について、企業会計原則注解（注 18）に定める引当金として処理し（収益認識基準適用指針 34）、財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証に加えて、顧客にサービスを追加で提供する保証を含む場合には、追加で提供される保証サービスは、履行義務として識別し、取引価格を財又はサービスと当該保証サービスに配分することとされている（収益認識基準適用指針 35）。
- 4 本通達においては、販売等をする資産又は提供する役務に対する保証を行った場合において、その保証がその資産又は役務が合意された仕様に従っているという保証のみであるときは、その保証はその資産の販売等とは別の取引の単位とならないことを明らかにしている。これは、収益認識基準適用指針第 34 項と同様であり、合意された仕様に従っているという保証（品質保証型の製品保証）については、独立して収益を認識せず、製品保証引当金として処理する（法人税においては損金不算入）こととなる。一方、顧客にサービスを提供する保証（サービス型保証）については、その保証を別個の取引として、当初販売時に受け取る対価の額のうち保証に対応する部分を合理的に見積ったときは、法人税基本通達 2-1-1 のただし書(2)《収益の計上の単位の通則》により、その保証に係る役務の提供の日に収益計上することになる。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-1-1 の 3）を定めている。